

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第35号
件名	文京区内で建築物を建設する事業者にその責務として「文京区都市マスタープラン」の趣旨を周知徹底することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

「文京区都市マスタープラン」(以下、「都市マス」といいます。)によると、「都市マス」は「都市計画法第 18 条の 2 に定められた『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として定めるもの」であり、「長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たす」とされています。

しかしながら、区民の常識的な目線から見て、「都市マス」の趣旨に必ずしも沿っているとは言い難い開発が進む、あるいは「都市マス」と整合性が取れていないと地元区民が反対する計画が持ち上がって紛争になる事例があります。その解決に向けては、単に小冊子でひと言触れただけでは不十分であり、条例や要綱に於いて事業者の責務として明確にしておく必要があると考えます。そこで、区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」第 3 条の「各事業者の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 3 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第 5 条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。

(理由補足)

※「都市マス」があくまで「方針」であって「計画」でないことは、6月13日の令和元年6月定例議会本会議に於いて、区長が「都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備方針を定めたまちづくりのガイドラインである」と答弁されているとおりです。

※事業者に対する「都市マス」の周知について文京区は、住環境課で「中高層建築物を建築する前にという分かりやすい小冊子を作っておりまして、その中で文京区都市マスタープランを踏まえるとともにということをご記載してございます」(令和元年9月24日建設委員会での住環境課長答弁)とし、「特に計画地における都市マスタープラン上の記載の内容も説明した上で、そういったまちづくりの方針というのを十分御説明した上で、御理解をいただいている」(同委員会での都市計画課長の答弁)としています。

※しかし、現実としては地元区民が日常生活を犠牲にし、身銭を切りながら事業者に「都市マス」の趣旨を理解してもらおうべく区民自らが奔走しなければならないケースも少なくありません。